水道管、給湯器、湯沸器などの凍結防止対策を！！

朝の冷え込みが厳しいときは、水道管が凍結しやすくなり、水が出なくなったり、破裂することがあります。気温が氷点下４度以下になると、水道水が凍結しやすくなりますので、各家庭で凍結防止に努めてください。

給水装置は、個人の所有物です。破損してしまうと、修理費用は自己負担となりますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】
上下水道局　☎53−1086
上下水道窓口センター　☎53−3110

注意する場所

建物の日陰にある水道管、戸外で風当たりの強い場所にある水道管、建物の外壁などに露出している水道管、立ち上がり管など。

凍結を防ぐ方法

①露出している水道管には、保温材、毛布やタオル等を巻き付け保温し、濡れないように、その上からラップやビニールテープなどを巻き付けて防水もしてください。

②給湯器や湯沸器は、機器の取扱説明書をお読みになるか、メーカーまたは販売店にお問い合わせください。（配管は、凍結しやすいので、保温材などで保温してください。）

③メーターボックスは、ボックス内にタオルなどを入れて保温してください。（メーター部分は見えるようにご注意ください。）

水道管が凍結したとき

自然に溶けるのを待てない場合、凍った場所にタオルなどをかけてから、触っても熱すぎないぬるま湯をゆっくりとかけてください。タオルをかけずに直接熱湯をかけたりすると水道管が破裂する恐れがあります。

水道管が破裂したとき

蛇口や水道管が破裂し、漏水してしまったら、メーターボックス内の止水栓を閉めて水を止めてください。破損した部分にタオルやテープなどをしっかり巻き付け、応急処置をしてから、市指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。

国民健康保険係からのお知らせ

マイナンバーカードが保険証として利用できます

マイナンバーカードをまだお持ちでない方

交付申請書をお持ちの方は、

交付申請書をお持ちでない場合でも、市民保険課市民班で再発行しています。

顔写真撮影や交付申請書記入補助などのサポートも行っています。運転免許証や健康保険証など本人確認できる書類をお持ちください。

マイナンバーカードをお持ちの方は

※従来の保険証が利用できなくなるわけではありません。

※医療機関によってマイナンバーカードが保険証として利用できない場合がありますので、受診前に医療機関でご確認ください。または、被保険者証の持参をお願いします。

どんないいことがあるの？

◆本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できます

◆マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報を閲覧できます

◆マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がより簡単にできます

◆限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます

◆就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使えます（医療保険者が変わる場合は、届出が引き続き必要です）

問い合わせ先：市民保険課（保険証利用）保険班　☎53−3115
（マイナンバーカードの申請）市民班　☎53−3126